

報告第10号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年9月1日提出

石垣市長 中山 義 隆



## 健全化判断比率

(令和4年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断	—	—	7.0	61.3
早期健全化基準	12.76	17.76	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字又は連結実質赤字額がないことを表す。

## 資金不足比率

(令和4年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
港湾事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表す。



石 監 第 60 号  
令和 5 年 8 月 22 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 前 原 博 一  
同 石 垣 達 也

令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。



# 令和4年度 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

## 2 審査の期間

令和5年8月2日から同年8月21日まで

## 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

## 4 審査の意見

### (1) 個別意見

#### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会計名		実質収支額
一般会計等	一般会計	968,428
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	2
	石垣都市計画土地区画整理事業特別会計	36,735
合計		1,005,165

当年度の一般会計等における実質収支額は、10億516万5,000円の黒字となっている。

一般会計における市税、寄附金及び地方交付税等の歳入増により、実質黒字額は前年度7億9,323万9,000円と比べ、2億1,192万6,000円の増加となっている。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B)×100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和4年度	△1,005,165	15,235,612	△6.59	12.76	20.00
令和3年度	△793,239	15,271,404	△5.19	12.76	20.00
増減	211,926	△35,792	1.4	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の12.76%を下回っている。

## ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	968,428
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	2
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	36,735
小 計	1,005,165
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	243,359
介護保険事業特別会計	178,468
後期高齢者医療事業特別会計	2,999
小 計	424,826
法適用企業	
水道事業会計	2,905,320
下水道事業会計	490,559
小 計	3,395,879
法非適用企業	
港湾事業特別会計	213,340
小 計	213,340
合 計	5,039,210

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は50億3,921万円となる。

前年度の実質収支及び剰余金合計額43億8,101万7,000円と比べ、6億5,819万3,000円増加となっている。主な要因は、介護保険事業特別会計3,137万2,000円、外1件の特別会計が減少したものの、水道事業会計2億3,040万円、一般会計2億941万9,000円、港湾事業特別会計1億3,586万4,000円、外4件の特別会計が増加したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和4年度	△5,039,210	15,235,612	△33.07	17.76	30.00
令和3年度	△4,381,017	15,271,404	△28.68	17.76	30.00
増 減	658,193	△35,792	4.39	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を

示しており、早期健全化基準の 17.76%を下回っている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した 3 か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

（単位：千円・％）

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
公債費に係る一般財源 （元利償還金－特定財源）	2,042,992	1,992,716	2,037,747
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	500,827	548,829	465,539
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	1	1	1
計 (A)	2,543,820	2,541,546	2,503,287

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,392,815	1,304,565	1,312,241
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	140,521	280,751	304,443

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	15,235,612	15,271,404	14,522,078
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	7.3	7.0	6.8
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3 か年度平均)	令和 4 年度 (R4～R2)	令和 3 年度 (R3～R 元)	増減
	7.0	7.0	0

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は 7.3%で、前年度より 0.3 ポイント上昇しているが、3 か年度の平均を示す実質公債費比率は 7.0%で、前年度からの変動はない。

当年度の実質公債費比率 7.0%は、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減
将来負担額（A）		33,636,282	34,257,906	△621,624
地方債の現在高	(a)	27,958,708	28,319,145	△360,437
債務負担行為に基づく支出予定額	(b)	643	758	△115
公営企業債等繰入見込額	(c)	5,676,931	5,865,545	△188,614
退職手当負担見込額	(d)	0	70,932	△70,932
設立法人の負債額等負担見込額	(e)	0	1,526	△1,526

充当可能財源（B）		25,225,879	23,756,033	1,469,846
充当可能基金	(f)	6,051,813	4,057,714	1,994,099
充当可能特定歳入	(g)	818,396	478,773	339,623
基準財政需要額算入見込額	(h)	18,355,670	19,219,546	△863,876

標準財政規模（C）	15,235,612	15,271,404	△35,792
-----------	------------	------------	---------

算入公債費等の額（D）	1,533,336	1,585,316	△51,980
-------------	-----------	-----------	---------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	61.3	76.7	△15.4
-------------------------------------	------	------	-------

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は61.3%で、前年度より約15.4ポイント低下した。これは前年度に比べ、主に地方債の現在高3億6,043万7,000円、公営企業債等繰入見込額1億8,861万4,000円などは減少し、充当可能基金19億9,409万9,000円などは増加した結果である。早期健全化基準の350.0%は下回っている。

#### （2）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に比べ1.4ポイントの増加、早期健全化基準の12.76%を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、すべての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ4.39ポイント上昇し、早期健全化基準の17.76%を下回り良好な状態にあると認められる。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ0.3ポイント上昇したが、3か年度の平均を示す比率は前年度から変動がなく、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、一般単独事業債や教育・福祉設備等整備事業債等の地方債の減少に対し、充当可能基金の増加により前年度に比べ15.4ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。近年増加傾向にあった将来負担額については、地方債の現在高が前年度より3億円余り減少し279億5,870万8,000円となったため、将来負担比率は減少している。

今後もクリーンセンター施設等の整備事業費による増加、子育て環境の充実や高齢化に伴う社会保障費など義務的経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕や維持管理費の増加などが見込まれており、長期的に影響を及ぼすものと考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済が回復へ向け動き出す中、当年度の自主財源は、市税や寄附金等の増加により、前年度を上回ったが、今後も社会情勢を注視しつつ、積極的な財源確保に取り組むとともに、健全で効率的な財政運営に努めていただきたい。

## 5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

## 令和4年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

令和5年8月2日から同年8月21日まで

### 3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

### 4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

(単位：千円・%)

会計名	区分	令和4年度	令和3年度	増減
水道事業会計	資金剰余金	△2,905,320	△2,674,920	230,400
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,459,722	1,361,299	98,423
	資金不足比率	△199.0	△196.5	2.5
下水道事業会計	資金剰余金	△490,559	△417,614	72,945
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	156,628	142,387	14,241
	資金不足比率	△313.2	△293.3	19.9
港湾事業特別会計	資金剰余金	△213,340	△96,653	116,687
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	355,615	315,674	39,941
	資金不足比率	△60.0	△30.6	29.4

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。  
ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化しており、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

### 5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

